

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>2022 東北観光フリーパス (東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン) 利用約款</p> <p style="text-align: right;">令和4年3月25日制定 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第11条第2項に定める解約を行った上で、再度、本商品のホームページにて申込みください。</p> <p>2. 指定レンタカー及び指定ETCカードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にて、本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行ってください。</p> <p>3. ドラぶらの旅の旅行商品の申込みと合わせて本商品を利用する場合は、ドラぶらの旅にて本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行うため、ドラぶらの旅事務局にお申し出ください。</p> <p>第7条～第8条 省略</p> <p>(他の割引との適用関係)</p> <p>第9条 本商品は、ETCマイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。</p> <p>2. ETCマイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。</p> <p>3. 本商品の対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。</p> <p>(適用対象外及び無効)</p> <p>第10条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常料金の支払いを受けず。</p> <p>一、登録ETCカード以外のものを使用したとき</p> <p>二、登録した車種より上位の車種で通行したとき</p>	<p>2022 東北観光フリーパス (東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン) 利用約款</p> <p style="text-align: right;">令和4年3月25日制定 <b>令和4年10月25日改定</b> 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第12条第2項に定める解約を行った上で、再度、本商品のホームページにて申込みください。</p> <p>2. 指定レンタカー及び指定ETCカードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にて、本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行ってください。</p> <p>3. ドラぶらの旅の旅行商品の申込みと合わせて本商品を利用する場合は、ドラぶらの旅にて本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行うため、ドラぶらの旅事務局にお申し出ください。</p> <p>第7条～第8条 省略</p> <p>(他の割引との適用関係)</p> <p>第9条 <b>ETCマイレージサービスによるポイントの付与は、本商品の料金の額に適用します。</b></p> <p><b>2. 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。</b></p> <p><b>3. 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。</b></p> <p>4. 本商品の対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。</p> <p>(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)</p> <p>第10条 <b>令和4年11月7日(月)から令和4年12月22日(木)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。</b></p> <p><b>2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。</b></p>

- 三. 本割引が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
  - 四. 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に料金所を通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
  - 五. 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外又は発着エリア外の時
  - 六. 発着エリアから流入し周遊エリアで流出しなかったとき又は周遊エリアから流入し発着エリアで流出しなかったとき
  - 七. 周遊エリア内と周遊エリア外を跨ぐ走行については、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常料金（ETC 時間帯割引は分割前の入口時間及び出口時間で判定します。）の支払いを受けます。
2. 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。
- 一. セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
  - 二. 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
  - 三. 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき
3. 指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、各通行が前 2 項の各号に該当するときは、その通行にかかる通常料金を本商品の申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にてお支払いください。

（解約等）

- 第 11 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 2 項第一号及び第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。また、第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合において、第 7 条第 2 項第二号②及び③の通行を行わなかった場合でも途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。
2. 本商品の解約手続きは、本商品のホームページから申込みした場合は、インターネットから本商品の利用開始まで可能です。ドラぶらの旅のホームページから申込みした場合は、ドラぶらの旅のキャンセル後、本商品も自動的に解約となります。ただし、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。
3. 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合に限り解約できます。本商品のホームページから申込みした本商品を解約する場合は、本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。ドラぶらの旅にてお申込みした本商品を解約する場合は、ドラぶらの旅事務局へお申し出ください。また、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。
4. 登録した利用期間中に本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合は、登録は自動的に解約となり、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、既に本商品の料金を支払っている場合には、本商品の料金を支払った

（適用対象外及び無効）

- 第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常料金の支払いを受けます。
- 一. 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
  - 二. 登録した車種より上位の車種で通行したとき
  - 三. 本割引が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
  - 四. 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に料金所を通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
  - 五. 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外又は発着エリア外の時
  - 六. 発着エリアから流入し周遊エリアで流出しなかったとき又は周遊エリアから流入し発着エリアで流出しなかったとき
  - 七. 周遊エリア内と周遊エリア外を跨ぐ走行については、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常料金（ETC 時間帯割引は分割前の入口時間及び出口時間で判定します。）の支払いを受けます。
2. 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条

指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

(個人情報の保護)

第 12 条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 13 条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一. 当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三. 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四. 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一. セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二. 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三. 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

3. 指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、各通行が前 2 項の各号に該当するときには、その通行にかかる通常料金を本商品の申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にてお支払いください。

(解約等)

第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 2 項第一号及び第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。また、第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合において、第 7 条第 2 項第二号②及び③の通行を行わなかった場合でも途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2. 本商品の解約手続きは、本商品のホームページから申込みした場合は、インターネットから本商品の利用開始まで可能です。ドラぷらの旅のホームページから申込みした場合は、ドラぷらの旅のキャンセル後、本商品も自動的に解約となります。ただし、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

3. 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合に限り解約できます。本商品のホームページから申込みした本商品を解約する場合は、本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。ドラぷらの旅にてお申込みした本商品を解約する場合は、ドラぷらの旅事務局へお申し出ください。また、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

4. 登録した利用期間中に本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合は、登録は自動的に解約となり、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、既に本商品の料金を支払っている場合には、本商品の料金を支払った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

(個人情報の保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(約款の変更)

第 14 条 当社及び公社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。

2. 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を本商品及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

この約款は令和 4 年 3 月 25 日から適用します。

別表 1～別表 2 省略

(免責事項)

第 14 条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一. 当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三. 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四. 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第 15 条 当社及び公社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。

2. 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を本商品及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

この約款は、令和 4 年 10 月 25 日（火）14 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表 1～別表 2 省略